

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 15 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

赤荻地区【更新】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 13 経営体（うち 認定農業者 5 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区は市のほぼ中央に位置し、山に囲まれた 10～20a の小区画の水田が広がっている。集落内では農業者の高齢化や農業のリタイアが進んだ結果、農業者の減少に歯止めがかからない。

しかしながら、認定農業者を中心とした有志が関係機関等の協力を得ながら、当地区の機械利用組合を法人化させ、定年退職した者をオペレーターとして雇用することで、耕作放棄地の発生防止と担い手不足等の問題の解決を図るべく、現在検討を進めているところである。

引き続き、地区内において集落営農の法人化についての研究を進め、将来的には機械利用組合を中郷地区の中心経営体として法人化できるよう努めていく。

また、人・農地プランの作成を契機として、集落内において継続的な話し合いを進めていくとともに、農地中間管理事業などの活用により、担い手への更なる農地の集積・集約化を図っていく。